

医療的ケアとは

医療的ケアとは、自宅で家族等が日常的に行う、生活援助を目的とした医療行為のことです。

医療的ケアの種類（主なものを抜粋）

吸引	自分で痰や鼻水を上手に出せない場合や、唾液を飲み込むことが難しい場合に、吸引カテーテルや吸引器を使ってそれらを取り除きます。
経鼻経管栄養	口から食事を十分とれない場合や、誤嚥による肺炎になりやすい場合に、鼻にチューブを入れて栄養剤を胃まで送ります。
人工呼吸器	呼吸機能の低下によりうまく呼吸ができない場合に、呼吸を人工的に助けるための機械を使って呼吸を補います。
導尿	自分で尿を出すことが難しい場合に、尿道から細い管を入れて尿を出します。
人工肛門	自分で便を出すことが難しい場合に、おなかから大腸に穴を開ける手術を行い、その穴から便を出します。
酸素吸入	呼吸機能の低下により酸素が十分に取り込めない場合に、鼻に細い管を通して酸素を流し込みます。

それぞれのお子さんの状態や成長、ご家族のライフスタイルに合った支援を一緒に見つけていきましょう。



ライフステージごとの相談・支援・利用施設一覧

年齢	乳児期(0～2歳)	幼児期(3～5歳)	学齢期(6～17歳)	成人期(18歳～)
日常生活を送るうえでの相談・支援	保健師・基幹相談支援センターへの相談 (p5・p6)			
	発達の相談 (p 6)			
	手帳や福祉サービスの相談・障害者手帳の取得 (p7～p10)			
	在宅生活を支える用具・サービス (p11～p14)			
	医療費の助成・給付 (p15・p16)			
	手当・年金等の給付 (p17・p18)			
	人工呼吸器使用者の災害時支援 (p27)			
利用できる施設等	保育所への入園相談 (p19)			
	保育所 (p19)			
	療育とは・児童発達支援 (p20～p22)			
		幼稚園 (p25・p26)		
			就学相談 (p24)	小学校・中学校 (p25・26)
				特別支援学級 (p24)
				特別支援学校 (p24)
			放課後等デイサービス (p20～p22)	
				18歳以上の通所施設 (p23)

地域の保健師への相談

退院してからのご自宅での生活にむけて

入院中から医療機関と連携し、お子さんの状態に合わせた情報提供や環境調整のお手伝いをしています。

お子さんの自宅での生活を、医療機関や訪問看護ステーションなど、関係機関と一緒にチームを組んでサポートしています。

子どもの発達・発育が心配
きょうだいの育児が不安
家族の健康の不安

など…

お住まいの地域によって担当する保健センターが決まっています。
ご家族だけで抱え込まずに、保健師にご相談ください。

- 青戸保健センター 03-3602-1284
- 金町保健センター 03-3607-4141
- 新小岩保健センター 03-3696-3781
- 水元保健センター 03-3627-1911



区ホームページ
所管区域



区ホームページ
保健センターの
地図



基幹相談支援センターへの相談

お子さんやご家族が生活していく中での相談を、医療的ケア児コーディネーターや保健師、社会福祉士などの専門職がお受けしています。相談先がわからない場合はこちらにご相談ください！

ホームヘルパーさんにお手伝いしてほしい
障害者手帳のサービスや福祉用具について詳しく聞きたい
聞きたいことがあるけど問い合わせ先がわからない

など…

- ▶ 相談内容により、適切な窓口や機関をご紹介しますので、お気軽にお問い合わせください。
- ▶ 基幹相談支援センター 03-5654-8628 区役所2階

発達の相談（子ども総合センター）

子育てに不安や悩みがあるおかあさん、おとうさんなどのご相談を心理士や言語聴覚士がお受けしています。

ことばが遅い お友だちとうまく遊べない
はじめての場所や人を嫌がる 発音が聞き取りにくい
落ち着きがない 音や光をすごく気にする

など…

- ▶ 相談内容やご家庭の状況を踏まえて、お子さんとの関わり方を一緒に考えていきます。専門機関の紹介や保育所等と連携していくこともあります。
- ▶ 発達相談係：就学前までのお子さんの相談 03-3602-1388 健康プラザかつしか2階



障害の手帳

障害者手帳があると福祉サービスが受けられるほか、税金の減免や公共交通機関の運賃割引などが受けられます。

	身体障害者手帳	愛の手帳(療育手帳)
対象	身体に障害のある方 肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能	知的に障害のある方
程度	1～6級	1～4度
手続き	①身体障害者診断書・意見書を医師が作成します。(診断書の様式は、障害福祉課にあります) ②診断書と写真を障害福祉課へ提出します。 ③東京都心身障害者福祉センターにおいて、診断書に基づき判定します。	電話予約し、判定を受けます。 18歳未満の方 葛飾区児童相談所 03-5698-0303 18歳以上の方 東京都心身障害者福祉センター 03-3235-2961



ほかに、**精神障害者保健福祉手帳**があります。

対象	精神障害のために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた方
程度	1～3級
手続き	①精神障害者保健福祉手帳用の診断書を医師が作成します。 (精神障害年金を受給している方は不要) ②診断書(または年金証書)と写真を区に提出します。 ③東京都中部総合精神保健福祉センターにおいて、診断書(または年金証書)に基づき判定します。

Q 障害者手帳を取得するメリットは何ですか？

A 医療費の助成や手当などを受けることができたり、福祉サービスを利用することができたりします。レジャー施設の割引対象となることもあります。また、心身の状況を理解してもらえたり、周囲に配慮を求めやすくなったりします。

【お問い合わせ先】

身体障害者手帳・愛の手帳：障害福祉課 障害事業係 03-5654-8301
精神障害者保健福祉手帳：保健予防課 保健予防係 03-3602-1274



身体手帳



愛の手帳



精神手帳

障害福祉サービス

医療的ケアのある方が利用している障害福祉サービスをご紹介します。
障害者手帳をお持ちの方や難病等の要件に該当する方が利用できます。

サービス名	内容
居宅介護※1	自宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
短期入所※1	介護者が介護できない場合に施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。
移動支援	余暇活動等で外出する際、ヘルパーが移動の付き添いや介助を行います。就学児以上が対象です。
相談支援事業	相談支援専門員が、利用するサービスの内容を記載したサービス等利用計画を作成します。

※1…住民税の課税状況により自己負担があります。

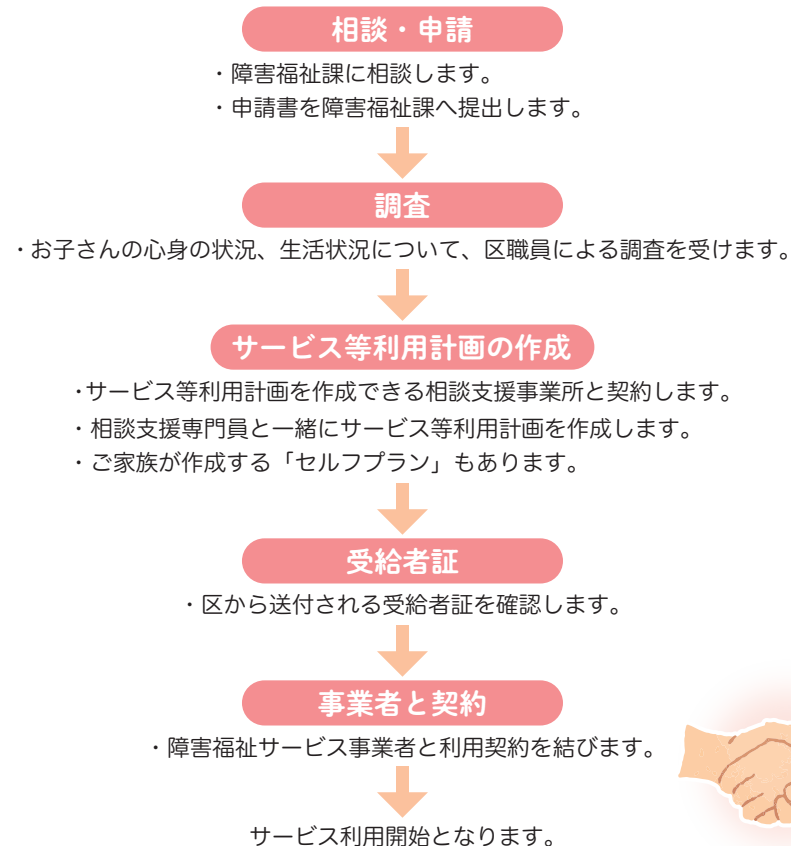
【お問い合わせ先】 基幹相談支援センター 03-5654-8628

- Q** ホームヘルパーさんに入浴を手伝ってもらえますか？
- A** ご家族だけで入浴することが難しい場合は、ホームヘルパーが入浴のお手伝いをします。お身体の状況によって訪問看護ステーションの看護師が対応することがあります。

- Q** きょうだいの学校行事の時に子どもを見てくれる人はいますか？
- A** 13 ページに載っている在宅レスパイトでは、訪問看護ステーションの看護師が自宅でケアや見守りをします。看護師の調整が必要となりますので、お早めに訪問看護ステーションへ相談してみてください。



利用の流れ



- Q** 通院等、大変な時に利用できるサービスはありますか？
- A** たとえば、酸素ボンベやモニター、吸引・吸入器等があっご家族だけでは通院が難しい場合など、ホームヘルパーと一緒にお手伝いします。
- Q** 相談支援専門員はどんなことをしてくれるのですか？
- A** サービスを利用するために必要となるサービス等利用計画を作成します。サービスを提供する事業者との調整や生活全般の相談にもものつてくれます。

在宅生活を支える用具・サービス

医療的ケアに欠かせない主な医療機器・福祉用具や、在宅での生活を安全に送るためにご利用いただけるサービスをご紹介します。

補装具費・日常生活用具費の支給

【お問い合わせ先】

障害福祉課 援護係(身体障害者手帳をお持ちの方)
 保健予防課 保健予防係
 (難病の方、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方)



補装具
(身体・難病)



日常生活用具
(身体・難病)



日常生活用具
(小児慢性)

<内容>

身体の機能を補う補装具の製作費や、生活しやすくするための日常生活用具費を支給します。

<対象>

身体障害者手帳をお持ちの方、又は難病の方であって判定で認められた方、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

<費用>

原則、補装具・日常生活用具費の1割(基準額超過は自己負担)

補装具

●車いす(バギー)、座位保持装置



荷台には呼吸器等の機器を載せられます。

●装具(上肢・下肢・体幹)

身体の機能を補い、安定した移動や動作をサポートします。



足の形に合わせて歩きやすくするために靴底に入れます。



足を守り、歩行を助けます。



姿勢を整えて、側弯などに対応します。

日常生活用具

●吸引器



のどに詰まった痰や鼻水を吸引します。

●吸入器(ネブライザー)



霧状の水分や薬剤を吸入します。

●パルスオキシメーター



指先や手足にセンサーを着けて、呼吸状態を把握します。

●入浴補助用具(シャワーチェアなど)



入浴時に、介助する側・される側の負担を軽減します。

●頭部保護帽(ヘッドギア)



●リフト



身体をつり上げ、ベッドから車いす、トイレ、浴室などとの間の移動を補助します。

※お身体の状況によって、支給対象となる用具に違いがあります。各HPや窓口でご確認ください。

これらの用具はほんの一部です。何が必要かを医師やリハビリ担当の方と相談してみましょう！



在宅レスパイト事業

①葛飾区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

内容	医療的ケア児（者）を連れていけない用事のある場合や、介護者の通院時などに、在宅で訪問看護師によるケア・見守りを行います。
費用	課税状況に応じて決定（区ホームページ参照）
対象	所定の要件を満たす医療的ケア児等を介護する家族等

【お問い合わせ先】
障害福祉課 相談係



②東京都難病患者在宅レスパイト事業

内容	在宅で人工呼吸器を使用している難病患者さんの在宅生活を支えているご家族などの介護者が、通院や休息等の理由により一時的に在宅で介護ができなくなった場合、患者さんの自宅に看護人を派遣する事業です。
費用	無料
対象	①医療費助成対象難病にり患している方 ②上記疾病により、在宅で人工呼吸器を使用している方

【お問い合わせ先】
東京都訪問看護
ステーション協会
03-5843-5930



巡回入浴サービス

内容	入浴に支援が必要な方のご自宅を訪問し、特殊浴槽を設置してお部屋での入浴をサポートします。
費用	課税状況に応じて決定（区ホームページ参照）
対象	所定の要件を満たす身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方

【お問い合わせ先】
障害福祉課 援護係



住宅設備改善費の助成

内容	段差の解消や手すりの取り付け、屋内移動リフトの設置など、住宅の一部を改善する費用の一部を助成します。
費用	課税状況に応じて決定
対象	身体障害者手帳をお持ちの方、又は難病の方 ※対象要件があります。

【お問い合わせ先】
障害福祉課 援護係
（身体障害者手帳を
お持ちの方）
保健予防課 保健予防係
（難病の方）



在宅難病療養者等訪問指導事業

内容	在宅で療養する難病患者さんを訪問し、訪問看護、機能訓練、栄養指導、口腔衛生指導を行います。
費用	無料（ただし、主治医の意見書作成費用は利用者負担となります。）
対象	医療費助成の対象難病にり患している方

【お問い合わせ先】
各保健センター



東京都 在宅重症心身障害児等訪問事業

内容	ご家族が自信を持ってお子さんの在宅療育に当たれるよう、看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。退院予定の方は入院中から申請できます。利用期間は原則1年以内です。
費用	無料（ただし、主治医の指示書作成費用は利用者負担となります。）
対象	医療的ケアを受けており、18歳未満の方

【お問い合わせ先】
各保健センター



東京都ホームページ

東京都 在宅人工呼吸器使用難病患者等訪問看護事業

内容	在宅で人工呼吸器を使用している方が、医療保険による訪問看護の上限回数を超過しても、追加で訪問看護を受けることができます。（追加回数は1週間に5回まで）
費用	無料
対象	次のすべての要件を満たす方 （1）医療費助成の対象難病にり患している方 （2）在宅で人工呼吸器を使用している方 （3）主治医が一日複数回の訪問看護が必要であると認めた方

【お問い合わせ先】
保健予防課、
各保健センター



東京都ホームページ



いつ、どんなサービスを利用できるのか？窓口でご確認ください

医療費助成一覧

お子さんにかかる医療費については、以下の医療費助成の対象となる場合があります。
所得制限や支給条件、月額負担上限額のある助成があります。詳細は各相談窓口にお問い合わせ
주세요。

助成名	内容	対象者・条件 など	対象年齢	相談窓口
子ども医療費助成	健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成します。	児童	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童	子育て応援課児童手当係 03(5654)8298
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し、健康保険が適用される医療費の自己負担分の一部又は全額を助成します。	ひとり親家庭等の養育者、児童	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童 所定の障害を有するとき、20歳未満	
難病医療費助成	難病にり患している方の医療費の負担軽減のため、医療費の一部を助成します。	国や都が定めた指定難病 にかかっており、病状の程度が厚生労働大臣または知事が定める程度である方	無	保健予防課保健予防係 03(3602)1274 金町保健センター 03(3607)4141 新小岩保健センター 03(3696)3781 水元保健センター 03(3627)1911 高砂区民事務所 03(3659)3336 堀切区民事務所 03(3693)4184
小児慢性特定疾病医療費助成	慢性疾患にり患している子どもの医療費の負担軽減のため、医療費の一部を助成します。	国が定めた小児慢性特定 疾病にかかっており、当該疾病の状態が 認定基準に該当する方	18歳未満(ただし、18歳到達時に本事業制度の対象になっており、かつ、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳の誕生日の前日まで対象になります)	
自立支援医療費(精神通院医療)	精神疾患による通院治療費の自己負担額を原則 1 割に軽減します。	精神疾患により継続して 通院治療が必要な方	無	
心身障害者医療費助成	健康保険が適用される医療費の自己負担分の全額又は一部を助成します。 ☆入院時食事療養費や保険診療以外の費用は対象となりません。	身体障害者手帳1・2級(内部 障害は1～3級)の方、愛の手帳1・2度の方で健康保険に加入していること※高校3年生までは、子ども医療費(乳子 青)助成が優先です 精神障害者保健福祉手帳1 級をお持ちの方で、健康保険に加入していること	65 歳未満 65 歳未満	
自立支援医療(更生医療)	身体障害者手帳に記載されている障害の医療費について、自己負担額を原則 1 割に軽減します。	身体障害者手帳をお持ちの 18歳以上の方	18 歳以上	障害福祉課 援護係 03(5654)8302
自立支援医療(育成医療)	確実な効果が期待できる身体障害での治療について、自己負担額を原則 1 割に軽減します。	身体に障害のある児童	18 歳未満	子ども家庭支援課母子保健係 03(3602)1387 金町保健センター 03(3607)4141 新小岩保健センター 03(3696)3781 水元保健センター 03(3627)1911 高砂区民事務所 03(3659)3336 堀切区民事務所 03(3693)4184

手当・年金一覧

児童手当のほかにも、以下の手当・年金の対象となる場合があります。
所得制限や支給条件のある手当・年金があります。詳細は各相談窓口にお問い合わせください。

(令和5年4月時点の金額です)

手当・年金名	対象者・内容	月額	受給対象年齢	相談窓口
児童育成手当(障害手当)	所定の障害を有する児童を養育している方	15,500円	20歳未満	子育て応援課児童手当係 03(5654)8298
児童扶養手当	ひとり親家庭等で児童を養育している方	所得に応じて異なります。	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童 所定の障害を有するとき、20歳未満	
特別児童扶養手当	所定の障害を有する児童を養育している方	1級 53,700円 2級 35,760円	20歳未満	
難病患者福祉手当	「難病医療費助成制度」の医療受給者証またはマル都医療券をお持ちの方(小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、疾病名が「難病医療費助成制度」の指定難病またはマル都医療券の対象疾病に該当する方も対象になります。)	15,500円	65歳未満	保健予防課保健予防係 03(3602)1274 金町保健センター 03(3607)4141 新小岩保健センター 03(3696)3781 水元保健センター 03(3627)1911 高砂区民事務所 03(3659)3336 堀切区民事務所 03(3693)4184
特別障害者手当	著しい重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護が必要な方	27,980円	20歳以上	障害福祉課障害事業係 03(5654)8301
障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活で常時介護が必要な児童	15,220円	20歳未満	
重度心身障害者手当	心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護を必要とする方	60,000円	65歳未満	
心身障害者福祉手当	A 身体障害者手帳1・2級 愛の手帳1～3度 脳性まひ、進行性筋萎縮症	15,500円	20歳以上 65歳未満	
	B 身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 (20歳未満) 身体障害者手帳1～3級 愛の手帳1～4度	7,750円	65歳未満	
	外出手当 下肢・体幹・移動機能障害1～3級・視覚1～2級 内部1級 下肢4級以上で上肢・内部・平衡機能のいずれかが3級以上 愛の手帳1・2度	2,500円	65歳未満	
	精神障害 精神障害者保健福祉手帳1級の方	7,750円	65歳未満	
心身障害者扶養共済制度	保護者が死亡・重度障害となった場合に、障害のある方に終身一定額の年金が支給されます。	掛金月額や支給月額は年齢や加入数に応じて異なります。	保護者が死亡または重度障害となった月から	障害福祉課障害事業係 03(5654)8301 東京都扶養共済事務センター 03(3344)8633
障害基礎年金	初診日が以下の項目のいずれかに該当する方 ●20歳前 ●国民年金に加入していて、20歳以上60歳未満 ●国民年金加入をやめたあと60歳以上65歳未満で日本国内に居住している。	1級 82,812円 2級 66,250円	20歳以上	国保年金課国民年金係 03(5875)6785

公立保育所の利用

集団保育が可能と区が判断した場合に、公立保育所において医療的ケアのあるお子さんの受入れをいたします。(全保育所で3名まで)

入所を希望される場合、申込み前に必ず事前相談(要予約)が必要です。詳細は保育施設利用申込案内(※)をご参照ください。

★受入れ可能な医療的ケア内容

- ① 痰の吸引(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部)
- ② 定時の薬液吸入
- ③ 気管切開部の管理 ④ 経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう)
- ⑤ 導尿 ⑥ 血糖測定、インスリン注射

★対象(以下の全ての要件を満たすお子さん)

- ① 入所を希望する年度において1歳児クラス以上である。
- ② 家庭生活において身体の状態が安定している。
- ③ 医療的ケアが日常生活の一部として保護者及びお子さんに定着している。
- ④ 集団保育が可能と認められている(入所審査会で区が判定します)。
- ⑤ 区内在住又は入所希望月の前月末までに転入予定である。

【お問い合わせ先】保育課 保育管理係 03-5654-8296

※右QRコードにて取得できる葛飾区ホームページ/保育のページに「保育施設利用申込案内」のリンクがございます。ご参照ください。



療育ってどんなことをするの？

お子さんが成長する上で必要な力を最大限発揮できるように発達を促します。また、様々な活動を通して、成功体験(自信)を積み重ねることが出来るよう支援します。自宅での生活が落ち着いてきた段階で、ぜひ「療育」を検討してみてください。

児童発達支援

対象	就学前のお子さん
内容	日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

放課後等デイサービス

対象	就学しているお子さん
内容	授業の終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

対象	就学前または就学していて、「重い病気がある」「感染症にかかるリスクがある」などの理由で、外出が難しいお子さん
内容	定期的にご自宅を訪問し、お子さんの発達状態に合わせた「あそび」を通して、発達を促す支援を行います。

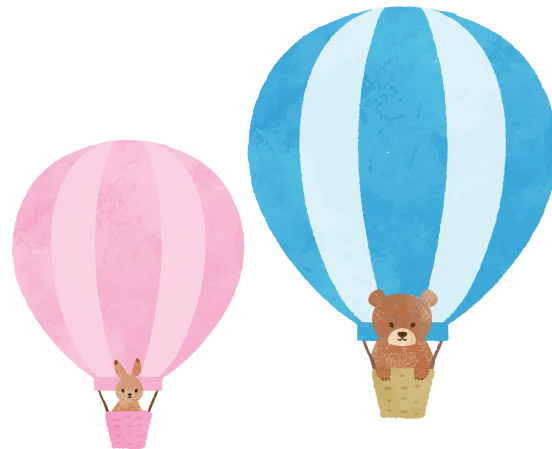


区内の療育施設

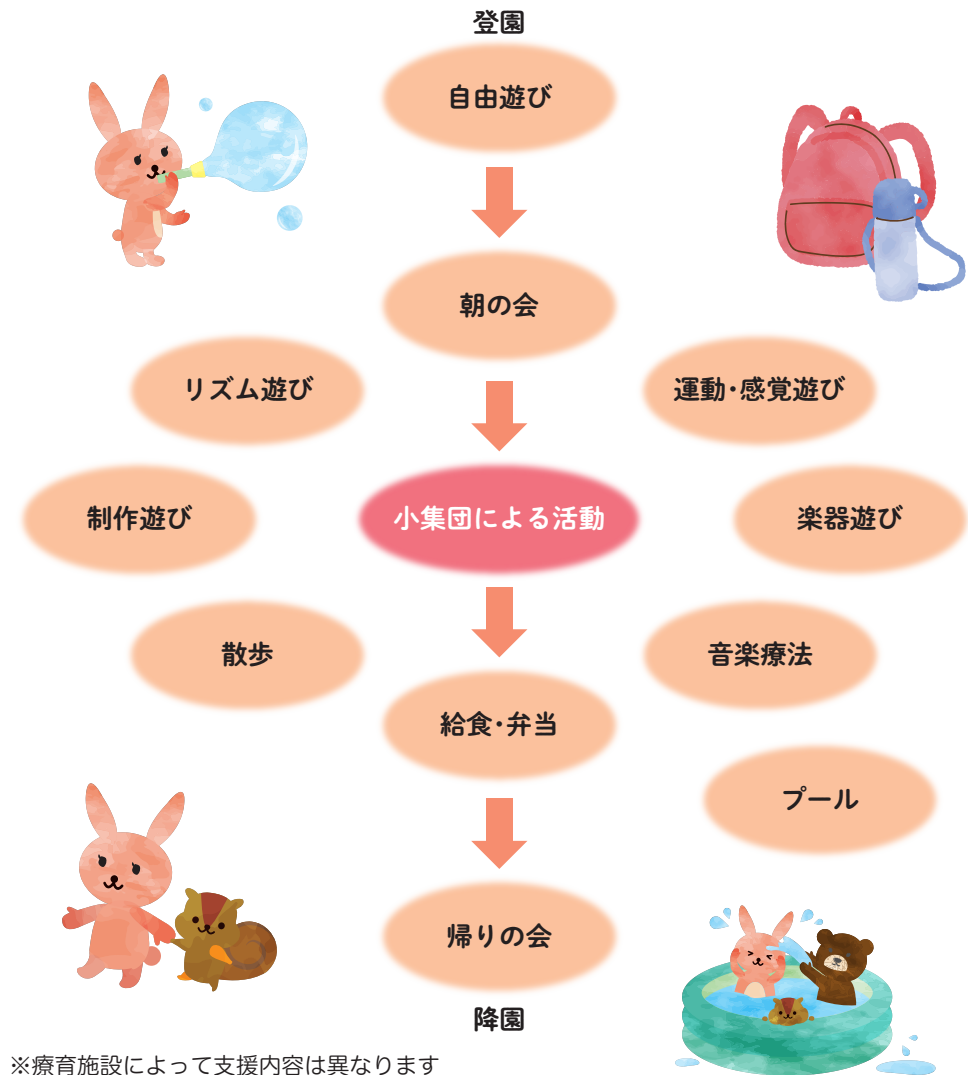
重症心身障害児や医療的ケアに対応できる区内の施設を紹介します。

施設	住所	連絡先
あしたも笑顔 anela◎★	柴又 4-11-7-1	03-6806-9780
葛飾区子ども発達センター 新小岩分室◎◇	西新小岩 4-33-2 にこわ新小岩 2階	03-5654-3691
葛飾区子ども発達センター 本園◎	堀切 3-34-1 ウェルピアかつしか 1階	03-5698-1324
児童デイサービス にじいろ立石★	立石 8-53-4	03-6755-2372
重症児デイサービス dash◎★	宝町 2-6-14	03-6657-7544
デイサービス dash 新小岩★	東新小岩 5-17-11-102	03-6657-6668
ナーシングルーム ぼのぼの◎★	東金町 3-41-27	03-5876-6577
はーと DE サンタ ◎★	水元 3-9-11	03-5876-3789
よつぎ療育園 ◎	東四つ木 4-44-1-101	03-5670-5131

◎児童発達支援 ★放課後等デイサービス ◇居宅訪問型児童発達支援
(令和5年8月現在)



1日の流れ(例:児童発達支援)



※療育施設によって支援内容は異なります

利用の流れ

- ①利用を希望する施設に相談します。
- ②申込書などを施設に提出します。
- ③利用が決定したら受給者証の手続きをします。
利用の流れは10ページをご覧ください。(障害福祉サービスと同じです。)
- ④受給者証が届いたら施設と契約し、利用を開始します。

区内の18歳以上の通所施設

医療的ケアに対応できる区内の施設を紹介します。詳細は、各施設にお問い合わせください。

施設	住所	連絡先
アレーズ秋桜	水元 2-20-10	03-5876-9026
葛飾区障害者生活介護事業所	堀切 3-34-1 ウェルピアかつしか 2階	03-5698-1329
スプラウト柴又	柴又 6-36-14	03-6657-8208
東堀切くすのき園	東堀切 1-21-3	03-3603-2228
よつぎ療育園	東四つ木 4-44-1-101	03-5670-5131

(令和5年8月現在)



就学相談のご案内

就学相談ってなに？

学校生活において、お子さんがもっている力を最大限発揮できるような、よりよい教育環境を、保護者と専門家が一緒に考える場です。

具体的には…

保護者面談、お子さんの行動観察、就学相談会、学校体験など、さまざまな場を通して、お子さんに合った学びの場や支援について、専門家とともに考えていきます。

どうやって相談するの？

申込方法：就学相談受付票を郵送または持参／電話

申込先：葛飾区立総合教育センター 就学相談担当

住所：葛飾区鎌倉 2-12-1

電話：03-5668-7604

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

申込期間：申込期間が短い学級もありますので、お早めにお問い合わせください。



特別支援学級

- 知的障害特別支援学級(軽度の知的障害のあるお子さん)
- 自閉症・情緒障害特別支援学級(知的障害がなく自閉症または情緒障害のあるお子さん)

※自閉症・情緒障害特別支援学級は4月入学予定の新小学1年生は対象となりません

特別支援学校

心身の障害に対応し、将来の自立に向けたきめ細やかな指導を行う都立の学校です。
水元特別支援学校(知的障害)、水元小合学園(肢体不自由)等

その他

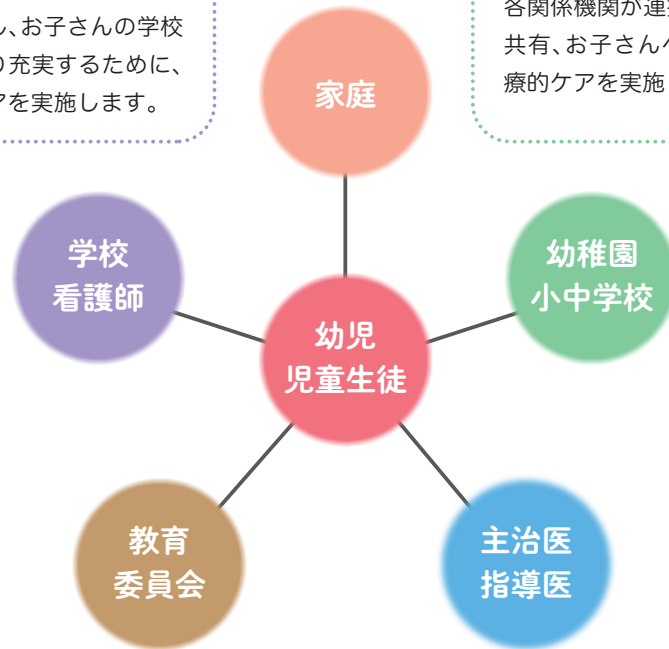
通常の学級に在籍しながら個別の課題に合わせた指導を受ける「特別支援教室」「通級指導学級」もあります。

区立幼稚園、小学校及び中学校における医療的ケア

区立幼稚園、小学校及び中学校における医療的ケアとは？

お子さんの安全を第一に考え、看護師や教員らが必要な研修や話し合いを重ね、保護者との連携のもと、安全かつ適切に医療的ケアを実施します。学校においてもお子さんが安心して学ぶことができるように、主治医の指示書や学校医、指導医の助言に基づき、一人一人の医療的ケアを実施するための計画書を作成し、実施します。

各関係機関が、それぞれの役割を果たし、お子さんの学校生活がより充実するために、医療的ケアを実施します。



各関係機関が連携し、情報の共有、お子さんへの対応、医療的ケアを実施します。

医療的ケアの実施に関して、ご家庭にご協力をお願いすることもあります。

医療的ケアに関する Q&A

Q1 葛飾区立幼稚園、小学校及び中学校ではどんな医療的ケアが受けられますか？

A1 葛飾区立幼稚園、小学校及び中学校では、以下の医療的ケアを実施できるものとしています。

- (1) 気管切開部からの痰の吸引
- (2) 定時の薬液の吸入
- (3) 導尿

上記の中から、主治医からの指示書及び指導医の助言に基づいて実施します。個別の医療的ケアの実施の可否については、葛飾区立総合教育センターにご相談ください。

Q4 在籍園または在籍校への付添いはいつまで必要ですか？

A4 在籍園または在籍校での医療的ケア実施に向けた準備が整い、看護師の研修が終了した後、医療的ケアの実施開始となります。

医療的ケアの開始までは、保護者の方に付添いと在籍園または在籍校での医療的ケアの実施をお願いいたします。

お子さんの状態、医療的ケアの内容などによって看護師の研修期間は異なります。

Q2 医療的ケアを実施するのは誰ですか？

A2 葛飾区では、看護師を配置し、医療的ケアを実施します。

Q5 医療的ケアの申請をしたら必ず対応してもらえますか？

A5 葛飾区立幼稚園、小学校及び中学校において、対応できる医療的ケアの内容は「気管切開部からの痰の吸引、定時の薬液の吸入、導尿」です。医療的ケアの実施の可否については、「医療的ケア判定審査会」という会議で検討され、決定します。検討の結果、医療的ケアの実施が認められない場合もあります。その場合は、園または学校生活について、引き続きご相談に応じます。

Q3 医療的ケアの申請はいつからできますか？

A3 お子さんが医療的ケアを必要とする前年度になったら申請を受け付けています。まずは、葛飾区立総合教育センターへ電話にて相談の申し込みを行ってください。

お問い合わせは、葛飾区総合教育センター医療的ケア担当まで、ご連絡ください。

住 所：葛飾区鎌倉2-12-1

電 話：03-5668-7601

受付時間：平日午前9時から午後5時まで



大規模災害に備えて

在宅人工呼吸器を使用している方にとって、地震や風水害などの災害時は、常に停電のおそれに伴うため、命の危機に直結することが想定される大きな問題です。日頃から準備すべきこと、緊急時の対応方法などをあらかじめ決めておきましょう。

1 避難所やハザードマップの確認

日頃から防災情報を確認し、最寄りの避難所（福祉避難所含む）や風水害時における自宅の浸水想定を調べておきましょう。



葛飾区防災
ガイド



ハザードマップ

2 「在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画」の作成

災害時に、どのような行動をとるのか等の内容を盛り込んだ計画です。作成にあたっては区が支援をします。

【お問い合わせ先】保健予防課 03-3602-1274



3 非常用発電機等の貸与

災害時における停電により、生命の危険にさらされることが無いよう、非常用発電機と一緒に蓄電池及び専用バッテリーを貸与（長期間の貸し出し）しています。流れは以下のとおりです。

- ①「在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画」に基づいて、区職員が貸与希望の有無を確認いたします。
- ②貸与を希望された方に、申請書を送付いたします。
- ③申請書に必要事項を記入のうえ、地域保健課にご提出ください。
- ④申請内容を審査のうえ、貸与が決定いたしましたら、地域保健課職員が非常用発電機等を自宅に届けます。

※蓄電池及び専用バッテリーについてご相談が必要な際は、申請の前にご連絡ください。

【お問い合わせ先】地域保健課 03-3602-1231

